

令和 8年 9月 17日

医療費適正化プロジェクト事業 適正服薬推進業務 実施事業者募集要項等に関する回答書

みやき町メディカルコミュニティ推進課

医療費適正化プロジェクト事業 適正服薬推進業務実施事業者募集要項等への質問について、
以下のとおり回答いたします。

	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁						
1	募集要項	1	I	2			本事業の対象者について、「国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の被保険者」となっていますので、対象者要件が確認できれば、全年齢が対象で、年齢指定や年齢制限はなしということで解してよいでしょうか。	本事業の対象者は、全年齢が対象で、年齢指定や年齢制限はありません。
2	募集要項	1	I	3	(1)	③	訪問対象者抽出について、「広域連合等事業による通知送付後の調剤レセプトを確認し、行動変容の有無を確認する。」とありますが、行動変容の有無が調剤レセプトに反映されたことを確認するには、通知送付後一定の期間が必要と考えます。そこで、広域連合等事業による通知は、いつ(何年何月)送付された通知を基にするのでしょうか。	広域連合等事業による通知は、令和8年9月30日発送の通知です。参考資料として令和7年9月30日に発送した通知データも提供予定です。
3	募集要項	5	II	3	(2)	①	業務経費の構成の項目で、イの業務成果連動費について、成果指標として、訪問指導件数、薬剤調整件数、減薬件数の3件が記載されていますが、設計書(切抜)の様式には、「【指標④】訪問指導後の医療機関等への同行」が記載されています。訪問指導後の医療機関等への同行も成果指標となりますか。	訪問指導後の医療機関等への同行件数も成果指標となります。
4	募集要項	6	II	4	(2)	②	選定委員会への参加要請の項目で、アの日程(開催日)が決まっていれば教えてください。	令和8年10月1日(木)10:00からを予定しております。正式な時間は、書類審査後、調整して通知します。場所は市村清記念メディカルコミュニティセンターの会議室を予定しています。
5	設計書 (切抜)	1	2	④			業務成果連動費の【指標④】訪問指導後の医療機関等への同行について、同行せず、医療機関等への文書等による情報提供を行った場合は、指標④の成果に該当しますか。	訪問指導後、医療機関等へ同行せず、医療機関等への文書等による情報提供を行った場合は、指標④の成果に該当しません。